

天海訴訟を支援する会 会則

2015. 11. 16

1. この会の名称は「天海訴訟を支援する会」とします。
2. この会は、千葉県花見川区幕張町 5-417-222 幕張グリーンハイツ 109 号に事務所（本部）を置きます。東京都新宿区大久保 1-1-2 に東京事務所（連絡先）を置きます。
3. この会は、天海正克氏が提訴した裁判の勝利を目指し、支援することを目的とします。
4. この会の目的を達成するため、裁判の傍聴、支援集会や学習会の開催、ニュース発行などの広報活動、その他必要なことを行ないます。

また、全国各地で取り組まれている、同趣旨裁判の支援活動、障害者の生活と権利を守る運動とも連帯します。

5. この会の会員は、この会の目的に賛同する個人会員及び団体会員とします。
6. この会の企画・運営は、支援者会議で協議、決定します。
7. この会の役員は次のとおりとし、支援者会議の構成員とします。
 - (1) 代表 1名
 - (2) 副代表 若干名
 - (3) 事務局長 1名
 - (4) 事務局次長 若干名
 - (5) 支援委員（団体及び個人会員）
8. この会の運営経費は、会費 年額 1 口 5 0 0 円（個人団体とも）、寄付金及びその他の収入でまかさないます。
9. この会則に定めない事項については、支援者会議で検討し処理します。

附則 1. この会の設立年月日は、2015 年 11 月 16 日とします。

同 2. この会則は、2015 年 11 月 16 日から適用します。